

52 琉球泡盛のプロモーションについて

沖縄国税事務所では、「琉球泡盛海外輸出プロジェクト」を踏まえ、海外における琉球泡盛の認知度向上や輸出促進のため、関係省庁等と連携し、国内外での琉球泡盛PRイベントなどを実施している。

また、国税庁においても上海への泡盛輸出促進事業を行った。

琉球泡盛PR動画

- ・ 琉球泡盛の魅力をわかりやすく伝えるためのツールとして、中国人インフルエンサーを起用したPR動画を作成し、多言語化したうえで動画サイトYouTubeへ掲載し国内外へ情報発信を行った。
- ・ PR動画は、中国人インフルエンサーのSNS (weibo) からも閲覧できるように情報発信を行い、琉球泡盛の認知度向上を図った。



(PR動画タイトル画面)

上海への泡盛輸出促進事業

- ・ 令和2年12月24日から令和3年1月6日の2週間にわたり、上海の大規模商業施設(上海金虹橋商場)に「泡盛のアンテナショップ」を出店し、一般消費者向けの試飲・販売会を開催した。
- ・ 商業施設への来場者以外に対しても、中国人インフルエンサーによるライブコマース(インターネット上での実演販売)等を活用したPRと販売を実施した。
- ・ 新たな販路開拓のため、泡盛製造者、輸出商社及び上海の酒類販売事業者によるウェブ商談会も行った。



(試飲・販売会の様子)

53 日EU経済連携協定(EPA)の概要

日EU・EPA(ワイン)		【平成31年2月1日発効】
EU関税や日本ワインの輸入規制撤廃、日本GIの保護により、日本ワインの競争力を高め、新たな市場を確保		
発効前	発効後	
EUへのワイン輸出量(平成30年):9KL、15百万円		
関税 EU側 ・ポトルワイン:0.154ユーロ/L(約20円) ※アルコール度により異なる。14度の場合を例示 ・スパークリングワイン:0.32ユーロ/L(約41円) 日本側 ・ポトルワイン:67円~125円/L ・スパークリングワイン:182円/L	EU側 ワインの関税を即時撤廃 日本側 ワインの関税を即時撤廃	
非関税措置 EUは補糖量など独自の基準を定めているため、国際的なルールを踏まえて定義した日本ワインであっても輸出ができない ○ EUワイン醸造規則に従って製造されたもののみが流通可能 ⇒気候・風土の相違等により、ほとんどの日本ワインはEUワイン醸造規則を満たすことが困難 <主なEUワイン醸造基準> ・補糖量(2.5%~5%以下に制限)、補酸量(2.5g/L以下に制限) ・ブドウ品種(ヴィニフェラ種及びそのハイブリッド種に限定) ※ ヴィニフェラ種とは、シャルドネ、メルロー等 ○ EUワイン醸造規則に従っている旨の証明書の添付の義務 ⇒証明書取得の金銭的、時間的な負担 ・輸出するロットごとに証明書の添付義務 ・EU登録機関(独立行政法人酒類総合研究所)が業者から醸造に関する書類や分析用ワインを受け取り、証明書を発行 ※ 証明書発行手数料:1ロットにつき27,100円	EU仕様で製造しなくても、多くの国内向け日本ワインをそのまま自己証明を付して輸出できるようになる ○ EUは、日本ワイン(国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒)の醸造方法を容認 ⇒EUワイン醸造規則によらず、日本ワインであれば輸出可能 ※ 「日本ワイン」は、国税庁が「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく「果実酒等の製法品質表示基準(平成27年10月国税庁告示第18号)」により定義 ○ 業者の自己証明を導入 ⇒金銭的、時間的な負担を大幅に軽減 ※ 日本ワインの名声保護や証明書の偽造防止等の観点から、酒類総研が自己証明が適切に行われていることを確認	
地理的表示(GI:Geographical Indication) 日本が指定したGIはEUでは保護されない ※ ワインでは「山梨」を指定済み	酒類GIの相互保護により「山梨」及び「北海道」のEU域内での保護を確保(令和3年2月現在) ⇒模造品等の流通が防止され、ブランド価値向上が期待できる ※ 日本側もEUのGI(「シャンパン」、「ボルドー」等145名称。令和3年2月現在)を保護(日本の業者にとっての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める)	
ワイン添加物 日本でワインに使用できる添加物が、EUでは承認されていない	主要なワイン添加物(日本側25品、EU側28品)について、日EUそれぞれが申請手続を開始 ⇒国内ワイン業者にとっても、EUで承認されたワイン添加物が使用できるようになると期待(EU側添加物は国税庁がEU企業に代わり厚労省に承認申請。令和3年2月現在、日本側5品、EU側19品が手続完了)	

EU関税や容器容量規制の撤廃、日本GIの保護を通じ、清酒・焼酎の競争力を高め、新たな市場を確保

発効前

清酒・焼酎の輸出は、米国、東アジア等比べてEU向けは少ない
 ※清酒の輸出量(平成30年):25,747KL、22,232百万円
 (内EU向け :1,809KL、1,334百万円)
 ※焼酎の輸出量(平成30年):2,195KL、1,530百万円
 (内EU向け:33KL、33百万円)

関税

EU側 ・清酒 : 0.077ユーロ/L(約10円)
 (焼酎は無税)
 日本側 ・清酒 : 70.4円/L
 ・焼酎 : 16%(従価税)

地理的表示(GI:Geographical Indication)

日本が指定したGIはEUでは保護されない
 ⇒日本以外の他国で製造された清酒(sake)であっても日本酒と称して販売することができる
 ※ 清酒では国レベルのGIとして「日本酒」(日本の米を原料とし日本国内で製造された清酒)を指定済み
 また、地域レベルのGIとして「山形」、「白山」を指定済み
 ※ 焼酎では「壱岐」、「球磨」、「薩摩」、「琉球」を指定済み

非関税措置

蒸留酒の容器容量規制
 ⇒EUへの輸出専用として、ビンの調達や瓶詰設備等の追加的な投資負担
 ・ 700mlや1,750ml等の決められた容量以外では流通・販売ができない
 ・ 日本で流通する焼酎は、主に四合瓶(720ml)や一升瓶(1,800ml)

発効後

清酒の関税や焼酎の容器容量規制の即時撤廃及びGI「日本酒」等の保護により、EU向け輸出の拡大を期待

EU側 清酒の関税を即時撤廃
 日本側 清酒・焼酎の関税を11年目に撤廃(段階的撤廃)

酒類GIの相互保護により清酒、焼酎のEU域内での保護を確保
 ⇒GI日本酒が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、将来に渡り日本酒のブランド価値保護が実現される
 ※ 日本側もEUのGI(「シャンパン」、「ボルドー」等145名称。令和3年2月現在)を保護(日本の業者にとっての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める)
 ※ 令和3年2月に相互保護となる清酒GIを追加(「灘五郷」及び「はりま」)

単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和
 ⇒単式蒸留焼酎について、日本で流通する四合瓶や一升瓶の輸出が可能

54 日米貿易協定:酒類の合意概要

【日本側】

- ✓ ワインについての関税撤廃は、TPPと同内容。
 (注)TPPでは、ボトルワイン、スパークリングワインは8年目無税(2025年4月～無税)。
- ✓ ワイン以外の酒類(清酒、焼酎等)は譲許せず。
 (注)TPPでは、清酒、焼酎は11年目無税。

【米国側】

米国への日本産酒類の輸出を促進するため、以下の非関税措置を約束。

- ✓ 日本の伝統的な四合瓶(720ml)、一升瓶(1.8L)等での輸出を可能とするため、ワイン、蒸留酒の容量規制の改正に向けた手続を進める。

米国の容量規制の改正により、米国内で流通可能な蒸留酒の容量に、
 日本が要望していた700ml、720ml、900ml、1.8Lが追加された(令和2年12月29日施行)。

- ✓ 米国での日本産酒類の10表示(注)の保護に向けた検討手続を進める。
 (注) 国税庁長官が指定した地理的表示:ぶどう酒(山梨、北海道)、蒸留酒(壱岐、球磨、琉球、薩摩)、清酒(日本酒、白山、山形、灘五郷)
- ✓ 米国での酒類の販売に必要なラベルの承認のための手続の簡素化。
- ✓ 米国市場における日本の焼酎の取扱いについてレビュー。